



各 位

2022年5月16日

会 社 名 **NSW**

(登記社名：日本システムウェア株式会社)

代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長 多田 尚二

コード番号 9739 東証プライム市場

本社所在地 東京都渋谷区桜丘町31番11号

問 合 せ 先 取締役 執行役員専務 須賀 譲

電 話 03-3770-4014

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第56回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 商号変更

2022年2月21日に発表した「商号変更に関するお知らせ」のとおり、当社の商号を「NSW株式会社」に変更することに伴い、定款を変更するものです。なお、第1条の変更については、2022年8月3日にその効力を生ずるものといたします。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会資料等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

##### (3) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主様との建設的な対話の観点から、剰余金の配当等の決定機関から株主総会を排除しないこととするものです。なお、第42条の変更については、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本システムウェア株式会社</u> と称し、英文では <u>NIPPON SYSTEMWARE CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>NSW株式会社</u> と称し、英文では <u>NSW Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)  <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第42条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第42条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>附則</p> <p>&lt;2に追加&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附則</p> <p><u>2</u> この規程は、2022年6月22日に改定実施する。</p> <p><u>5(1)定款 第1条(商号)</u> は2022年8月3日にその効力を生ずるものとする。  <u>(2)本条は、前号で定める日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>6(1)変更前定款 第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款 第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>  <u>(2)前号の規定にかかわらず、変更前定款 第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u>  <u>(3)本条は、前号で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月22日(予定)

以上